

平成23年度

**北海道障がい者条例に関する
施策の推進状況**

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

北海道障がい者条例による取組の概要

○ 推進本部

■ 推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行う。

■ 調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 権利擁護の推進

- 虐待や差別等の解消
- 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

- 地域づくり委員会の協議
- 地域支援体制づくりの推進
- <関連事業>
 - 入所型施設の地域生活支援型事業への転換推進
 - 障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進

3 障がい者の就労支援

- 「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく取組の推進
- 企業等と連携した就労支援の取組の推進
- 授産事業所等への官公需の発注促進
- 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進
- 授産製品の販路拡大
- ITを活用した障がい者の在宅就業の促進

○ 条例の広報

- 条例の理念や施策内容について広く道民に周知

項目	主な取組内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">推進本部</p> <p>■推進本部会議の開催</p> <p>■調査部会等の開催</p>	<p>1 知事を本部長とする推進本部会議を開催し、推進状況と今後の取組方針等について報告を行った。 開催月日：平成23年6月9日 主な議題：・平成22年度「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進状況について ・平成23年度「北海道障がい者条例」取組方針案について</p> <p>2 調査部会を次の通り開催し、情報交換や地域課題の協議を行った。 ○ 開催月日：平成23年6月9日 主な議題：・障がい者虐待防止について 等</p> <p>3 調査部会にワーキンググループを設置し、公共交通機関（バス）運賃割引の精神障がい者への対象拡大について協議を行った（全3回）。</p>

項目	主な取組内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">条例の広報</p> <p>■条例の理念や施策内容について、広く道民に周知</p>	<p>1 地域づくり委員会の利用促進を図る啓発用ポスター「気がついて！障がい者からのSOS」を市町村、障がい福祉関係団体等へ配布。</p> <p>2 障がい当事者の意見を伺いながら、条例の「3つの柱」について、わかりやすく説明したパンフレット「わかりやすい北海道障がい者条例」を作成し、市町村、障がい福祉関係団体、知的障がいの方の当事者団体に配布。</p> <p>3 条例の取組み状況などを発信するシンポジウムの開催や職員を講師として派遣し条例の説明を行う出前講座等の実施。</p> <p>4 条例の内容を紹介したパネルを道民ホールや道主催の研修会場等で展示するほか、団体や福祉施設などへの貸出を実施。</p>

項目	主な取組内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 虐待や差別等の解消 ■ 障がいや障がい者に対する道民理解の促進
	<p>1 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立の事案の協議など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり委員会への協議申立て等の受付件数【表-1のとおり】 <p>2 障がいの特性などについて解説したDVDの活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DVD動画をホームページに掲載 ・ 障害福祉サービス事業者、学校等への貸与

表-1

平成23年度 地域づくり委員会への協議申立て等の受付状況について(4月~3月)

1 協議申立て等の受付状況と処理の経過

(単位:件数)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立て等 受付件数	37		
申立書受理	10	協議終了	3
		協議継続中	2
		調査結果などを申立人に伝えたと、委員会の協議に至らず終了	3
		状況の変化により申立事案が消滅し、委員会の協議に至らず終了	2
相談のみ	27	相談者への説明・助言により終了	20
		他の相談専門機関等の紹介により終了	3
		相談の取下げ	0
		相談継続中	4

2 圏域別受付状況

(単位:件数)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	桧山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理		4		1				1	1		1	1	1		10
相談のみ	2	4	1	3	1	4		1		1		6	4		27
合計	2	8	1	4	1	4	0	2	1	1	1	7	5	0	37

3 障がい種別別受付状況

(単位:件数)

障がい種別	身体障がい					知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計
	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	その他						
申立書受理	1	1	4			3	1				10
相談のみ	1	3	5	1		3	14				27
合計	2	4	9	1	0	6	15	0	0	0	37

項目	主な取組内容
<p>障がい者が暮らしやすい地域づくり</p> <p>■地域づくり委員会の協議</p> <p>■地域支援体制づくりの推進</p> <p><関連事業></p> <p>■入所型施設の地域生活支援型事業への転換推進</p> <p>■障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進</p>	<p>1 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立のあった事案や地域課題を協議。</p> <p>・地域づくり委員会の開催回数と協議を行った地域課題【表-2のとおり】</p> <p>2 総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、相談支援体制づくり等の市町村の取組を支援。</p> <p>3 入所施設が入所定員の削減に合わせて実施する障がい者の地域生活移行の推進や受入基盤の整備を支援するため、「障がい者入所施設事業転換促進交付金」を交付。 (36施設 定員削減数487名)</p> <p>4 障がい者、高齢者、子どもに対し、一体的にサービス等を行う事業の拠点となる多様な施設の整備を進める市町村の共生型基盤整備を支援。 (19市町 20か所)</p>

表-2 平成23年度地域づくり委員会の開催回数と協議を行った地域課題

圏域	開催回数	地域課題
空知	3	・北海道障がい者条例の周知について(地域住民の理解促進)
石狩	4	・交通運賃割引の精神障がい者への適用について ・視覚障がい者の暮らしづらさについて～道路の横断と路面電車の利用にあたって～
後志	7	・障がい者の地域生活を支える「環境面」の課題について
胆振	3	・「市町村地域生活支援事業」における地域格差について
日高	3	・障がい者の地域生活における課題について(在宅生活の障壁など) ・障がい者の権利擁護について
渡島	3	・共生型事業について ・教育を通じての課題について～特別支援教育と保健福祉についての検討～
檜山	3	・発達障がいに対する取組について
上川	3	・地域福祉計画の策定を踏まえた地域づくりの検討について ・地域自立支援協議会運営のあり方及び効果的な運用の検討について
留萌	3	・障がいがあっても地域で生活することが当たり前であることについての地域社会全体の共通認識づくりについて ・市町村の相談支援体制の充実・強化について ・障がい者を支援する機関、事業者等のネットワークについて
宗谷	1	・市町村の相談支援体制の充実・強化について ・コミュニケーション支援について
オホーツク	4	・障がい者の就労について ・地域格差の検討について
十勝	4	・身体障がい者等専用駐車場の適正利用について ・障がい者福祉の人材確保について ・重症心身障がい児に対するサービスの確保について
釧路	2	・市町村の相談支援体制の充実・強化について ・福祉避難所の整備等について
根室	3	・市町村の相談支援体制の充実・強化について

注「開催回数」欄は、申立事案についての協議を含めた平成23年度の総開催回数を示します。

項目

主な取組内容

■ 「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく取組の推進

■ 企業等と連携した就労支援の取組の推進

■ 授産事業所等への官公需の発注促進

■ 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進

■ 授産製品の販路拡大

■ ITを活用した障がい者の在宅就業の促進

- 1 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」を開催。（推進委員会3回開催、部会2回開催）
- 2 プランに基づく工程表により取組を推進。
・委員会の意見を踏まえながら、関係機関と連携し取組を推進。
- 3 「障がい者就労支援企業認証制度」に基づき、106社を認証。障がい者の就労を応援する企業を登録する制度(アクション2011)に基づき、430社を登録。（平成24年3月31日現在）
・経済団体等への制度の周知及び協力依頼。
- 4 地方自治法に基づく「特定随意契約制度」の活用など、庁内部局が連携し授産事業所への発注を促進。
（特定随意契約制度による発注実績：236件 34,078千円）
- 5 指定法人である北海道社会福祉協議会の「北海道障がい者就労支援センター」において、専門のコーディネーターや専用のホームページなどを活用した、企業の仕事を授産事業所につなぐ共同受注システムの運営など総合的な就労支援を推進。
企業と授産事業所の商談成約件数：162件
- 6 大型商業施設や赤れんが庁舎売店を活用した授産製品販売コーナーの設置。（アリオ札幌及びイオン釧路、苫小牧、帯広：毎月2日開設、赤れんが庁舎売店：常設）
- 7 IT訓練、業務の開拓、就業支援などの一体的な取組を推進するIT在宅就業支援事業を実施。

対象：障がい者、ひとり親			
受講生	850名	うち障がい者	312名
修了生	637名	うち障がい者	244名

平成23年度 地域づくり委員会への協議申立書の提出があった主な事案の概要

区分	圏域名	申立の概要等	主な対応
交通	上川	<p><申立人> 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> バス利用に当たり、電動車イス使用者である申立人が介助人なしでの利用を断られたことから、電動車イス使用者の単独乗車を認めるとともに、乗車に当たっての合理的配慮もして欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ バス会社や運輸支局などの関係機関に調査を実施した。 ○ その結果、バス会社で規定を見直し、単独乗車に伴う合理的配慮が得られるよう対応策を講じることで、両者の合意を得て、申立人の単独乗車が可能となった。 <p>[協議終了]</p>
交通	オホーツク	<p><申立人> 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> 車イスを使用している申立人が、利用している駅での乗降支援について鉄道会社に協力を求めたところ、無人駅なので対応が困難と言われた。 障がい者が好きな時間に列車に乗ることができ、降車したい場所で降車できるようにしてもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係する駅への実地調査、鉄道会社への電話調査を実施した。 ○ 鉄道会社からは、車いすの方の列車の乗降については職員が対応するのが原則であること。利用回数によっては、毎回、職員が無人駅へ赴いて対応することはできない可能性があること。他の地域の駅で介助人が対応している事例はあるが、車掌が乗務する特急列車の場合のみである。無人駅におけるワンマンカーでの対応は道内で例がないことについて説明を受ける。 ○ なお、鉄道会社からは、対応方法の案をいただければ、その可能性について検討する旨回答があった。 ○ 委員会で改めて協議し、申立人に列車乗降の対応方法案を確認してから、鉄道会社に要望を行うこととし、後日要望を行った。 <p>(要望書への回答を得た時点で協議を再開する予定)</p> <p>[協議継続中]</p>
生活	釧路	<p><申立人> 知的障がい者(兄弟)</p> <p><申立の概要> 申立者である兄弟の障害年金を担保とし貸付を受け返済中だが、兄弟ともに借入金の使途に憶えがなく、父親等からの経済的虐待の疑いがある債務でありどうにかしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事案の再発防止のため、申立人の成年後見制度利用を提案し、家庭裁判所への後見等開始の審判の申立てについては、居住地市町村に対応を依頼することとした。 <p>[協議終了]</p>
生活	石狩	<p><申立人> 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> 就労先と同じビル内にある事業所の中を見ていたところ、その従業員から暴言を吐かれた。 また、このビルの管理会社も障がい者に対して偏見を持っている。 障がい者に対する偏見を取り除いて欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所及びビルの管理会社に調査を実施した。 ○ 調査の過程で相手方から次のとおり確認した。 <事業所> 当事者に直接謝罪を行うとともに、全国の店長会議等において障がい者への配慮や対応についての社員教育を徹底する。 <ビルの管理会社> やりとりの中で誤解を招く態度・言動があったことについては反省しており、今後、管理会社として障がい者への配慮に心がけるなど、店長会議などを通じて全店舗、全従業員に対して周知徹底に努める。 ○ 相手方の対応を申立人に伝えたと、納得したため協議に至らず終了した。 <p>[調査結果などを申立人に伝えたと、委員会の協議に至らず終了]</p>
生活	胆振	<p><申立人> 当事者(知的障がい者)の兄</p> <p><申立の概要> 弟は、地方の不動産会社の管理するアパートで生活支援団体でもある当該不動産会社から生活支援を受けて暮らしているが、その会社に電話をして本人と連絡を取ろうとしても、「本人を虐待するような家族とは連絡を取らせられない」と一方的に言われて連絡できない状況にある。 本人を家族のもとに戻して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者の家族について面接調査を実施。 ○ 引き続き、地方にいる当事者の調査を実施する予定であったが、当事者が地元に戻り同居を始めたことから、調査を終了した。 ○ 家庭内で虐待が発生しないよう、関係者で引き続き見守り支援を行うこととした。 <p>[状況の変化により申立事案が消滅し、委員会の協議に至らず終了]</p>

申立事案の分野別処理状況

分野	処理状況		調査結果などを申立人に伝えたと、委員会の協議に至らず終了	状況の変化により申立事案が消滅し、委員会の協議に至らず終了	合計
	協議終了	協議継続中			
交通	2	1	1	0	4
生活	1	1	2	2	6
合計	3	2	3	2	10

北海道障がい者条例第2章に関連する主な施策の概要

項目	施策等の名称 (所管部局名)	取組の概要
第9条 関係法令等との調和	○ 第3期北海道障がい福祉計画の作成 (保健福祉部)	■ 条例の目的を達成するため、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画として平成24年度から平成26年度を期間とする計画を作成した。
	○ 北海道障がい者条例の改正 (保健福祉部)	■ 障害者基本法の「障害者」の定義等の改正に鑑み、法との調和を図るため、北海道障がい者条例の「障がい」及び「障がい者」の定義の変更を行った。
	○ 災害時要援護者支援対策の手引き、事例集を作成 (保健福祉部)	■ 市町村等における高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者に対する防災上必要な支援対策が、より効果的かつ効率的に進められるため、手引きを作成。 また、災害時に援護を必要とする障がい者等への支援体制整備に取り組む市町村を支援するため、災害時の障がい者に対する具体的支援の事例等をまとめた事例集を作成した。
	○ 障害者就業・生活支援センターの設置促進 (経済部)	■ 障害者雇用促進法に基づき設置しているセンター(道内11カ所)において、就業面にあわせ、生活面における支援を必要とする障がい者に対して一体的な相談・支援を行った。
	○ 障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成 (経済部)	■ 障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用率の状況を踏まえ、道内の経済団体に対し障がい者雇用の促進について要請するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。
第10条 道民等の理解の促進	○ 障がい者条例に係る普及啓発事業 (保健福祉部)	■ 条例に関するシンポジウムを開催(空知・上川)するとともに、地域づくり委員会の活用促進のためのポスターの配布や条例の理念等を説明したパネルを展示した。
	○ ホームページの活用 (保健福祉部)	■ 障がい特性などについて解説したDVDを、広く一般道民にも活用していただけるよう動画をホームページに掲載した。
	○ 就労支援に関する普及啓発 (保健福祉部)	■ 道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。 ■ 申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者就労支援ロゴマーク」を配布し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を図った。
第11条 企業等の取組の支援	○ 民間企業等との協働事業 (保健福祉部)	■ 大型商業施設(アリオ札幌・イオン釧路昭和店、苫小牧店、帯広店)での授産製品販売及びコンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログでの授産製品の取り扱いや赤れんが庁舎売店に常設の授産製品販売コーナーを設置し、授産製品の販路拡大などを図った。
	○ 工賃倍増集中対策事業 (保健福祉部)	■ 北海道社会福祉協議会を障がい者就労支援業務を一元的に推進する法人として指定し、企業と授産事業所の仕事をつなぐ共同受注システムを運営するなど総合的な就労支援に取り組んだ。 ■ 道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、企業認証の取得やアクション2011への登録を働きかけるなどPRを行い、認証、登録企業の拡大を図った。
	○ 官公需の発注促進 (保健福祉部)	■ 授産事業所等への官公需の発注促進のため、条例推進本部幹事会等を活用するなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。
	○ 障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成 (経済部・保健福祉部)	■ 経済部・保健福祉部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を試行的に実施した。 また、経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を導入し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対しての優遇措置を行った。

項目	施策等の名称 (所管部局名)	取組の概要
第12条 医療とリハビリテーションの確保	○北海道病院事業 (保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神医療 道立病院として精神科医療における圏域の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。 緑ヶ丘病院 187床 向陽ヶ丘病院 146床 ■ 精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院附属音更リハビリテーションセンター及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。 ■ 児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療に取り組むとともに、向陽ヶ丘病院においては、児童・思春期の患者に対応するほか、発達外来を開設し、網走管内から通院する状態が安定している患者を対象に月2回治療教育を実施した。 ■ 小児高度専門医療：子ども総合医療・療育センター 小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。
	○身体障害者扶助費(更生医療) (保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村が実施する、障害者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得するために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障害福祉の向上を図った。
	○重症心身障害児(者)通園事業 (保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅の重症心身障がい児(者)に対し、通園の方法により、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等の療育を行い、運動機能等の低下を防止するとともに、その発達を促し、併せて、保護者等に家庭における療育技術の習得を図る事業に補助を行った。
第13条 移動手段の確保	○バス利用促進等総合対策事業費補助金 (総合政策部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、バス事業者が実施する超低床ノンステップバスの導入に対する助成を行った。
	○市町村地域生活支援事業(移動支援事業) (保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。
	○障害者社会参加総合推進事業 (保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドヘルパーネットワーク事業 都道府県間及び市町村間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを確保するためのネットワークを整備するため市町村や事業者等に関する情報提供や連絡調整を実施した。 ■ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業 視覚・聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時等移動の際に支援を行う介助員を派遣した。
	○身体障害者補助犬育成事業費補助金 (保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北海道盲導犬協会等に助成を行い、盲導犬の育成や普及啓発等を支援した。
第14条 切れ目のない支援	○発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 (教育庁)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「特別支援教育総合推進事業」として文部科学省の委託を受け、14圏域すべてを推進地域として、また空知管内(砂川市を中心に歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町)をグランドモデル地域として指定し、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を行うための研修会を開催した。
	○市町村発達支援センターに対する専門的支援 (保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援や療育を受けることができるよう、市町村が指定する発達支援センターに対し、必要な専門的な支援を行った。

項目	施策等の名称 (所管部局名)	取組の概要
第15条 保健・福祉及び教育との連携	○放課後児童対策等事業費補助金(放課後児童クラブ支援事業) (保健福祉部)	■ 放課後児童クラブを実施する施設(放課後児童クラブ)に対しボランティアの派遣、放課後児童指導員の健康診断、障がい児受入のための指導員の確保等を行う事業に対する助成を行った。
	○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業 (教育庁)	■ 特別支援学校に在籍し「医療的ケア」が必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会を実施した。
	○私立学校特別支援教育対策費補助金 ○私立幼稚園管理運営対策費補助金 (総務部)	■ 幼稚園における障がい幼児の教育の充実と父母負担の軽減を図るため、障がい幼児の就園の受け入れ及び特別支援教育を積極的、継続的に行う私立幼稚園に対し助成を行った。
第16条 高齢者施策等との連携	○道立施設のバリアフリー化等 (保健福祉部)	■ 病院、診療所、美術館等の道立施設の利便性、安全性の向上を図り、高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、すべての人々が利用しやすい建物とするため、施設設備のバリアフリー化等の改修を行った。
	○共生型基盤整備事業 (保健福祉部)	■ 市町村が実施する、障がい者、高齢者、児童などに一体的にサービス等を提供する拠点施設の整備に対する助成の活用を促進した。
	○公営住宅整備事業 (建設部)	■ 北海道住生活基本計画の基本方針に沿って、道営住宅事業におけるシルバーハウジングの新たな展開やユニバーサルデザインを採用した住宅の整備を促進した。
第17条 障がい者の家族に対する配慮	○精神障がい者家族支援事業 (保健福祉部)	■ 精神障がい者を抱える家族が互いの悩みを共有し、情報交換等を行うことができるよう地域において開催する家族交流会やセミナー、勉強会等、家族相互の交流を促進する事業に対し助成を行った。
	○発達障害者支援体制整備事業 (保健福祉部)	■ 発達障害者支援(地域)センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。
	○児童家庭支援センター運営事業 (保健福祉部)	■ 地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。
第18条 地域間格差の是正等	○福祉・介護分野の人材の確保 (保健福祉部)	■ 社会福祉関係職員の研修や福祉職場の就労希望者への相談や就労斡旋その他、福祉・介護分野の人材確保、養成を図るための事業を行った。
	○コミュニケーション支援広域支援検討事業 (保健福祉部)	■ 市町村の必須事業であるコミュニケーション支援事業について、未実施市町村の解消や市町村間における取組の格差を是正するため、手話通訳者等の広域派遣を可能とする体制づくりに向けた検討を行った。
	○障害者職場実習企業の開拓促進 (経済部)	■ 障害者職場実習企業開拓等事業を、障害者就業・生活支援センター事業を受託している道内1法人へ委託し、各地域において障がい者の就職促進に有効な職場実習受入企業の開拓促進を図った。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

平成21年3月31日
北海道条例第50号

目次	
第1章	総則（第1条—第8条）
第2章	障がい者を支える基本的施策等（第9条—第18条）
第3章	障がい者の権利擁護（第19条—第21条）
第4章	障がい者が暮らしやすい地域づくり
第1節	地域づくりに関する基本指針の策定（第22条—第26条）
第2節	道の支援（第27条）
第5章	障がい者に対する就労の支援（第28条—第32条）
第6章	北海道障がい者就労支援推進委員会（第33条—第40条）
第7章	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第41条—第48条）
第8章	北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第49条—第51条）
第9章	雑則（第52条・第53条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障がい」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。

2 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。

3 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

（基本理念）

第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
- (2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

（道の責務）

第4条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

（道と市町村の連携）

第5条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(道民等の役割)

第6条 道民、事業者及び関係団体（以下「道民等」という。）は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がい者を支える基本的施策等

(関係法令等との調和)

第9条 道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

(道民等の理解の促進)

第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(企業等の取組の支援)

第11条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。

(保健・福祉及び教育との連携)

第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
- (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
- (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(高齢者施策等との連携)

第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

(障がい者の家族に対する配慮)

第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差の是正等)

第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第3章 障がい者の権利擁護

(障がい者の権利擁護)

第19条 道及び道民等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。

(障がい者への配慮)

第20条 道及び道民等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において合理的配慮(障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう。)に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」という。)を行ってはならない。

- (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

第1節 地域づくりに関する基本指針の策定

(基本指針)

第22条 知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

第23条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- (2) 地域自立支援協議会(地域で暮らす障がい者の支援に関与する関係者が連携するための協議会をいう。)の設置及び運営に関すること。
- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制(災害時の支援を含む。)の確保に関すること。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 調整委員会(地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設置する協議組織をいう。)に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関すること。

(意見聴取等)

第24条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び関係団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第25条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(準用)

第26条 前2条の規定は、基本指針の変更について準用する。

第2節 道の支援

第27条 道は、基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

- (1) 障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。
- (2) 基本指針に基づく施策に必要な人材を養成すること。
- (3) その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

第5章 障がい者に対する就労の支援

(就労支援に関する施策)

第28条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

- 2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。
- 3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。
- 4 道及び事業主又は使用者は、障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

(就労支援推進計画の策定)

第29条 道は、前条の施策を実施するための計画（以下「就労支援推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第33条の北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない。

(認証制度)

第30条 知事は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を行うものとする。

- 2 前項の認証のための基準は、規則で定める。
- 3 知事は、事業者による第1項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、第1項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認証を取り消すことができる。
 - (1) 認証の内容又は条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

(指定法人)

第31条 知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

- (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。
- (2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関すること。
 - (2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関すること。
 - (3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項
 - (4) その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であって規則で定める事項

- 4 指定法人は、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせることができる。
- 6 指定法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、及び知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第3項の業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。
- 8 知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を行わせなければならない。
- 9 知事は、指定法人が第1項に定める要件を欠き、又は第7項に定める命令に違反した場合は、指定を取り消すことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。

(調達等への配慮)

第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。

第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

(設置)

第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第34条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関すること。
- 2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第36条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 障がい者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
- (4) 事業者（法人にあっては、その役職員）
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第38条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第39条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

(設置)

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
- (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

(組織)

第43条 地域づくり委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第44条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 当該圏域で生活する障がい者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第45条 第41条から前条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域づくり推進員)

第46条 道は、地域づくり委員会を運営するため、第41条で規定する圏域ごとに、知事の委嘱により、地域づくり推進員を置く。

- 2 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る地域づくり委員会を総理する。
- 3 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。
- 5 地域づくり推進員は、第42条各号に掲げる事項について、第49条第1項に規定する北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(勧告等)

第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。

- 2 前項の指導（虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。）の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。

- 3 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。
- 4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。

第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部)

第49条 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

- 2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関すること。
 - (2) 各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。
 - (3) その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。
- 3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 4 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。
- 5 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。
- 6 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。
- 7 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(調査部会)

第50条 推進本部に、前条第2項第2号に規定する事項について審議を行うために、調査部会を置く。

- 2 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 調査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、委員が互選する。
- 5 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(規則への委任)

第51条 前2条に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織並びに運営に関し必要な事項は規則で定める。

第9章 雑 則

(年次報告)

第52条 知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における社会生活に関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

(規則への委任)

第53条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第9章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 道は、就労支援推進計画を策定するに当たって、この条例の施行前に策定した同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年3月30日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。